

平成 22 年 5 月

お客様各位

社団法人 電子情報技術産業協会  
社会システム事業委員会  
非常用放送設備専門委員会

## 非常用放送設備に関する消防法施行規則等の一部を改正する 省令等の対応について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は非常用放送設備の設置・維持・管理には特段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年総務省令第 93 号）および、非常警報設備の基準の一部を改正する件（平成 21 年消防庁告示第 22 号）が、平成 21 年 9 月 30 日に公布されました。

当協会非常用放送設備専門委員会では、改正の内容についてご説明するとともに、現在、御使用の非常用放送設備や今後設置する非常用放送設備の対応について、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

### 1. 省令等の改正内容について

消防庁資料：「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（平成 21 年 9 月 30 日付け消防予第 408 号）

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2109/pdf/210930-ki408.pdf>より抜粋）

第二 緊急地震速報や大規模・高層の防火対象物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定の整備に係る事項

#### 1 緊急地震速報に対応した非常警報設備の設置基準の整備

- (1) 火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、地震動予報等に係るもので、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除くこととしたこと（規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号リ、22 号告示による改正後の非常警報設備の基準（昭和 50 年消防庁告示第 6 号。以下「非常警報設備基準」という。）第 4 第 1 号（四）関係）。
- (2) 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものとしたこと（非常警報設備基準第 4 第 1 号（五）関係）。

## 2. 省令等の改正理由について（当協会が入手した消防庁の見解）

緊急地震速報は、平成19年10月1日から一般利用者への提供が開始されており、防火対象物においても、地震対策の一環として導入の動きが広がっています。

一方、現状においては、緊急地震速報に係る放送は、消防法上の放送設備（警報設備の一種）として設けられている非常放送用のアンプのチャンネルではなく、業務放送用のチャンネルを利用して行われていることが一般的となっています。

その背景としては、現行の放送設備に係る基準は火災を想定したものとなっており、緊急地震速報の受信機器等の接続やこれに対応した放送内容等は想定されていないことがあると考えられます。

しかし、放送設備を用いることができれば、停電時も非常電源（蓄電池設備）による放送が可能となり、また全館への一斉放送も容易に実施できること等のメリットがあることから、放送設備において緊急地震速報を導入する場合の要件の明確化が図られることになりました。

## 3. 省令等の改正に対応した非常用放送設備について

今回の改正に対し、消防庁の意向を踏まえた当協会の見解は以下のとおりです。

- (1) 本改正は、非常放送中に緊急地震速報に係る放送を可能にしたもので、実施に関しては任意のため、今までどおり非常用放送設備の付加機能である業務放送チャンネルを使用して緊急地震速報に係る放送を行い、非常放送時に緊急地震速報に係る放送を遮断する運用方法でも問題ありません。
- (2) すでに緊急地震速報に係る放送を行っている放送設備は、技術基準に反しないものであれば、そのまま運用しても問題はなく、また今回の改正は強制的に機能を付加する事が目的ではないため、あらためて改修を行う必要はありません。
- (3) 現在、当協会の非常用放送設備専門委員会において、消防庁、登録認定機関と相談しながら、当該機能を盛り込んだ機器の仕様について調整しているところであり、今後、当該機能があらかじめ組み込まれた製品が市場に流通する可能性があります。
- (4) 現時点で市場に流通している非常用放送設備は、今回の改正に対応した機能を有しておらず、また変更内容が多岐に渡ることが想定されるため、改造等に対応することは困難と思われます。